

## 静岡地方裁判所委員会（第37回）議事概要

### 第1 日時

平成29年11月1日（水）午後2時00分から午後4時00分

### 第2 場所

静岡地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

伊藤みさ子，伊東幸宏，小長谷保，鈴木貴子，清和好，関口剛弘，高田ちはや，月野美帆子，鶴田洋佐，鳥羽山直樹，廣谷章雄，渡邊良子（五十音順，敬称略）

（ゲストスピーカー）

静岡地方裁判所部総括裁判官 佐藤正信

同裁判官 肥田薫

（事務局）

静岡地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同事務局総務課課長補佐，同総務課庶務係長

### 第4 議題

「裁判員裁判の広報について」

### 第5 議事

#### 1 新任委員の自己紹介

#### 2 議題についての説明及び意見交換

##### (1) 事務局及びゲストスピーカーからの説明

静岡地方裁判所の靄山総務課課長補佐から裁判所における一般広報について，同裁判所の肥田裁判官から裁判員制度のこれまでの取組と課題について説明を受けた。

##### (2) 質疑応答及び意見交換

（○：委員（裁判所委員を除く。） ●：裁判所委員 △：説明者 □：事務局）

○ ゲストスピーカーの説明の中で，小学生を対象とした広報行事として白雪姫を題材とした模擬裁判を行ったという話があったが，どのような内容だったか

たのか興味を持った。

- 白雪姫のストーリーにのっとったものを題材として、白雪姫が殺人未遂の被害者になり、王妃が被告人となった。裁判長、白雪姫、被告人は裁判所職員が行い、その他の裁判官役、検察官役、弁護士役は、小学生に役割を割り当てて全員に演じていただいた。白雪姫は被害者として証人となって状況を説明し、王妃は被告人として無罪を主張した。両者の主張のどちらにも理由があるものとしており、参加した小学生は、王妃が有罪であるか無罪であるかの評議を行った。結果は、王妃が疑わしきは罰せずという原則から、無罪と結論づけた。検察官役、弁護士役ともに役柄の立場によった主張をしており、小学生ながらよく検討されていて、よい経験になっていただいたものと考えている。
- 参加者への負担軽減のため、24時間体制で緊急連絡先を設けたり、メンタルヘルスサポート相談窓口を開設しているとのことであるが、どのような方が対応しているのか。
- △ メンタルヘルスサポート相談窓口は、カウンセラーが担当者となっている。
- 私は、以前人事部に所属し、社内の不祥事をヒヤリングする立場にあった。セクハラやパワハラのヒヤリングは、相談者の嫌な体験を聴いて追体験をした上、守秘義務があり、聴いた話を家族にも話せない状況にあった。裁判員に選任されると、遺体の写真を見なければならないなど、人事部での私の経験よりも精神的苦痛が大きいものが予想され、興味本位ではとてもできるものではないと感じる。国民にも裁判員に選任されたら辛い経験をする可能性があることが徐々に認知されていると思われる。したがって、裁判員には精神的苦痛があった際に相談できる窓口があり、しかも裁判員裁判終了後にもサポートを受けることができることをしっかりと周知する必要があると思われる。
- △ 裁判所は、候補者に裁判員選任手続期日の案内をする際には、「出頭」という表現はせず、条文の規定上、「呼出す」という言葉を使っている。候補者が呼び出しに応じない場合には、法律上、過料の制裁が定められているため、呼出状にはその記載もしなければならない。出席する義務があることと、過度の負担にならないことのバランスを考えながら運用している。

- 弊社では裁判員に選任された場合、裁判員休暇が取得できる。しかし、休暇制度は企業によって様々であるから、企業に対する働きかけをすることも有用と考える。
- 裁判員候補者は、出頭義務があるにもかかわらず、出席率が低下しているという問題については、行きたくなければ行かなくてもよいということが通ってしまうと受けとめた。
- △ 不出頭に対する過料の制裁はあるが、それを前面に出し、強制的に出席させるように働きかけるのは、制度に対する国民の皆さまの理解が深まるか疑問がある。裁判所に来なくてよいとは案内文書に記載はしないものの、バランスを取った記載方法としている。
- 裁判員経験者のアンケート結果によると、検察官による説明の分かりやすさと弁護人による説明の分かりやすさとはかなり差があったが、弁護人の説明が分かりにくいことの原因は何が考えられるか。
- △ 弁護人は、被告人の権利を保護する立場にあり、被告人の弁解を踏まえた主張をしなければならないため、被告人の主張によっては主張に無理が生じ、弁護人の説明が分かりにくいものにつながることを理由として考えられる。
- 例えば、コンビニ強盗の際に店員が怪我をした事件の場合に、仮にマニュアルに店員は逃げることになっているのに店員が抵抗したから怪我をしたのは店員に原因があると被告人が主張を述べたとしたら、弁護人はそれに沿った弁護を展開しなければならない。しかし、その主張は多くの裁判員が理解を示さないことが想定されるから、結果、弁護人の説明が分かりにくいという感想を持つと思われる。しかし、理解が得られにくい主張であっても、主張方法によっては説明が分かりやすいという感想を持つ人は増えるものであるし、弁護士は技術を上げていく必要があると考える。
- 選挙の投票率に比べ、裁判員選任手続期日の出席率が高いこと、裁判員となった方を拘束する時間が長いことを考えると、まだ現在の出席率は悪い結果ではないという考え方もできるのではないか。しかし、裁判員に選任されると、多くの事件で一週間以上仕事を休まなければならない状況からすると、さらに今後低下することも考えられるのではないか。出席率の現状をどう評価するかは人それぞれのようにも思える。

- △ 出席率が下がることにより、裁判員制度自体の存在意義に疑問を持たれ、仮に裁判員裁判が廃止となり裁判官による裁判に戻されたとしても、国民の刑事裁判に対する信頼が上がるわけではないと思われる。裁判員制度を健全なものとして長く国民のものとして定着させていくことが刑事裁判全体にとって必要なものと考えている。そうすると、裁判に関心がある方のみが裁判員になっていただくのではなく、国民全体の制度として様々な方に参加していただき、多様な考え方を裁判に反映していくためにも、出席する方の負担軽減にも積極的に取り組んでいかなければならない課題と考える。
- 刑事裁判への国民の司法参加の重要性から、広報活動の必要性は高いと感じている。裁判員をやってみたいという方も一定数いると思われるが、無作為に抽出された方を候補者とするため、出席しない人が一定数いることはやむを得ないところもある。出席した理由が参加の希望があるからなのか又は義務であるからなのか、裁判員制度の知識をどのように得たかなどアンケートの取り方も工夫し、裁判員制度に関する意識を分析することも、今後、より効果的な広報活動を行う上で有用ではないか。
- △ できるだけ参加していただいた方の意見を反映させるために、アンケート内容も改善しているところである。今後も検討していきたいと思う。
- 裁判所は敷居が高いと感じる方が多いので、開かれた裁判を行うために裁判員制度は必要なものと考えている。その中で裁判員制度の広報活動は、誰を対象にどのように行うべきかなど難しい面があると思う。実際に行っている出前講義を受ける方々はどのような職業や年齢の方が多くのか。また、どのような内容で行っているのか。
- △ 出前講義は、高校、大学や民間の会社など様々な人に対して説明を行うため、学校や会社に赴いている。講義の内容は、学生を対象の場合には模擬裁判員裁判などを実施して体感してもらうものとしたり、社会人を対象とした場合には、レベルを上げて量刑の考え方について説明して考えていただくものとしたり様々である。年配の方を対象としたときには裁判員制度に対する批判的な声も多く、御意見をいただいているところである。法教育にも力を入れて、教育現場にも協力していただけるよう模索している。
- 出前講義により出向いて説明をして終わってしまうところがあるので、裁

判員制度以外にも裁判所で行っている手続の説明をシリーズ化するなどして、裁判所に対する関心を少しでも高める方策を採っていくのがよいと考える。

- 私も裁判所の敷居の高さを感じているところであり、一般人にとっては裁判所は関わりたくない場所という意識があると思う。私の周りの方々でも裁判員制度への関心はあまり持たれていないように見えるし、裁判員制度の講義を受けたことがあるといった話を聞いたことがない。広報行事を行っていることはゲストスピーカーの説明により伺ったが、もっと様々な人が説明を聴くことができるように、いろいろな場所で広報活動を行っていただきたい。出前講義は、学校や企業側が依頼して行うものと思われるが、裁判所からもっと積極的に出前講義を行う案内をしたら、説明を受ける人も増えるのではないかと思う。また、私は、裁判員を経験した方のアンケート結果をもっと知りたいと思ったので、裁判員裁判を経験する前と終わった後の気持ちの変化などをもっと伝えていけば、裁判員制度に対する批判的意見も少しでも減っていくのではないかと思う。
- 裁判員裁判についてはかなり周知されていると思うが、開始当初は、メディアで多く取り上げられていたものの、近時、裁判員という言葉を目にするのが少なくなっている。先日、裁判員の話を書かないが、テレビでやっているから続いているんですよと話していることを耳にした。どのような理由で出席率が年々低下しているのだろうか。
- △ 出席率の低下の理由について、様々な事由はあるものと思われ、分析を進めているところである。その中で、裁判所としては理解を深める広報活動と裁判員の負担軽減についての方策を検討していきたい。
- 出席率をあげるために、国民に目的意識を持ってもらう必要があると思う。呼出状に裁判員として勤めていただくことにどのような意味があるのかを平易な言葉で記載されているのか。目的意識を植え付ける内容となっていれば出席する人は増えると思うが、単なる呼出状で、出席しなくても問題がないと思われれば出席しない人は当然に多いと思う。また、法に定められた重大犯罪のみ裁判員裁判の対象となっている理由も呼出状に盛り込んでいかなければ協力は得られないのではないかと思う。

- 裁判員制度が発足以降、裁判員の負担軽減が強調されている。裁判員への負担は看過できない問題ではあるが、その軽減のため公判前整理手続を充実させ過ぎ、裁判員が出来上がったシナリオを見せられ、表面的に判断することになっていないか。国民の本当の司法参加のための工夫も必要な気がする。
- 分かりやすい裁判や日程短縮の意識は大切だと思うが、そのために、裁判員が誰かの主観を押し付けられないようにしていただきたい。
- 裁判員裁判では証拠開示が徹底されていること、書面審理によらない公判期日での直接主義などよい仕組みがある。こういったよい仕組み、手続があるから裁判員裁判は必要であり、裁判員裁判の継続のためには国民の方々が参加していただかなければ成り立たないという理解を広めていかないと、選ばれた裁判員候補者は逃れられるなら出席しないという考えになってしまう。
- 零細企業では裁判員裁判出席のため一週間も不在にしたら、立ち行かないことになってしまう。この点にも目配りして広報を行う必要があると思う。
- 裁判員制度の資料を読み、説明を聴いたが、やはり分かりにくいと感じている。また、裁判員制度の広報をテーマに説明を受けたが、正直なところ広報活動についてあまり伝わってこなかった。それは、普段生活をしていて裁判員裁判についての広報を見聞きすることがなく、本日、ゲストスピーカーからの説明を聴いて初めて様々な広報活動を行っていることを知ったからである。一般の方々に裁判員裁判の広報と接点があるかという点、私と同様、あまりないのではないかと感じる。弊社でも裁判員候補者に選ばれた人がいても、守秘義務があるため、あまりオープンにしていなかった。本来は、国民が司法についてもっと関心を持ち、理解が浸透されていれば、休みを取得して裁判員制度に参加しますと言えるのではないかと感じる。その段階に達していない。裁判員として精神的苦痛を感じる可能性がある事案を経験したにもかかわらず、裁判員経験者の9割以上の方がよい経験になったと感じている感覚は、実際に経験した方ではないとわからないところがあるように思える。その点を正に広報で広く伝えていく必要があり、国民は何のために参加するのか、参加することによって本人のためにも社会のためにもなるという筋道を浸透させていってほしい。裁判員に選ばれる人数や、生涯で裁判員に選ばれる人の割合などもあまり知られていないので、広報の充実は重要であるし、

その広報の方法もよく検討の上で行っていかなければ、出席率の上昇も成し得ないのではないか。

- 裁判所内部だけでは生まれない貴重な御意見もいただき、非常にありがたく思っている。裁判所は、広報を一所懸命に行っているが、国民の皆さま方にはまだまだ届いておらず、広報の仕方発想を変えて行う必要があるように感じた。また、広報の中で何を伝えていくかの検討や、裁判員裁判の目的や意義などを伝える必要があることを再認識させていただいた。外国では刑事裁判は p e e r（同等の者）による裁判の必要性が広く認識されているが、我が国では歴史が浅く素地ができていないので、丁寧な広報が必要であり、本日の御意見を踏まえてより充実した広報を行っていきたいと感じた。また、一度の広報で伝えている人数は通常二、三十人であり、人口からすると微々たる人数であり、もっとスケールの大きな広報を行う必要がある、メディア、マスコミに対する協力を働きかける必要がある。
- 歩留まりが悪いのは仕方ないものと感じている。裁判員制度は、どの程度の歩留まりであれば制度が維持できるのかの見通しを持ち、その範囲内であれば大様に考える感覚も必要ではないかと思う。長期の時間を拘束する手続であるから、出席できない人、歩留まりがあっても仕方がないと感じた。一方で、義務でなく、権利として司法に関わる意識を育てていきたいと思う。そのために、裁判所だけでなく、教育の一環として、教育現場で一定時間を取る必要性を感じた。

### 3 次回テーマ

「裁判所職員の採用に関する広報について」を取り上げることとされた。

### 4 次回期日

追って調整（平成30年3月を予定）